

北本市自治基本条例

《条例の手引き》



北本まつり「宵まつり」～範頼ねぶた

2010年（平成22年）4月1日施行

北 本 市

目 次

前文	1
第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）	2
第 2 章 まちづくりの基本原則（第 4 条）	4
第 3 章 まちづくりの主体の責務等	5
第 1 節 市民（第 5 条）	5
第 2 節 議会（第 6 条・第 7 条）	6
第 3 節 市長等（第 8 条—第 10 条）	7
第 4 章 市政運営（第 11 条—第 15 条）	9
第 5 章 情報共有（第 16 条・第 17 条）	12
第 6 章 参画及び協働（第 18 条—第 24 条）	14
第 7 章 他団体との連携及び協力（第 25 条）	18
第 8 章 実効性の確保（第 26 条・第 27 条）	19
附則	20

前文

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

解説

前文は、北本市自治基本条例の制定にあたって、北本市のまちづくりの基本的な考え方や、今後のまちづくりへの決意、条例制定の趣旨等について述べています。

前段で、北本市の環境、文化、歴史などに触れ、中段では、北本市の現状とこれからの課題を認識することにより、課題解決のための方法として、住民自治の確立の必要性を確認しました。

この前文では、あくまでもまちづくりの主役は市民であり、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民が議会と市長等を使ってまちづくりを進めていくべきことを記し、条例全体の基本的な考え方として表しています。

そして、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現するために、この条例を定めることを記載しました。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

解説

この条例を制定する目的は、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現することにあります。

その目的を果たすため、この条例において北本市におけるまちづくりの基本原則、市民の権利と責務、議会及び市長その他の執行機関の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めています。

この条例の考え方の下に、市民、議会、行政それぞれが自身の役割を担い、協働してまちづくりを進めていくことが、理想の北本市の実現につながるものと考えています。

この条例の位置づけ

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

解説

この条例は、北本市のまちづくりにおける基本的な事項を定めるものであるため、北本市の市政は、この条例の考え方の下に運営される必要があります。法規上、条例には上下関係はないものの、この条でこの条例を「北本市におけるまちづくりの最高規範」として規定することにより、この条例の制定趣旨が北本市のすべての条例、規則、計画等に反映される形にしました。

定義

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

解説

第3条では、北本市自治基本条例の中で、この用語は、このような意味で使います、ということを示します。

この条例の中に記載する「市民」は、市内に住んでいる人、市内で働いている人、市内で学んでいる人、市内で事業活動をしている事業者とします。

まちづくりは、市内に住んでいる人だけではなく、市内の会社や学校へ通勤、通学する人や、市内で事業活動を行う人たちの協力が欠かせないと考えるため、市民の範囲を広くしています。

この条例でいう「市長等」とは、市の執行機関としての市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会のいわゆる行政部分を示します。

また、「市」は、議会と市長等（行政）を表します。

次の第4条（まちづくりの基本原則）で使用される用語の「参画」と「協働」についてもここで定義しています。

第2章 まちづくりの基本原則

まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

解説

北本市におけるまちづくりの基本原則は、「1 情報共有」「2 参加・参画」「3 協働」の三原則として整理しました。

市民参加・参画を推進し、市民と市との協働を推進するためには、その前提条件としてまちづくりに関する情報の共有が欠かせません。そのため、基本原則の1番目に「情報共有」を規定して、市民のまちづくりへの「参加」と市民の市政への「参画」、市民と市（議会及び市長等）とが対等の立場で共通の目標に向かって行動（協働）し、まちづくりを三者で進めるべきことを規定しました。

特に第3項の、行政は、「市民の意思を市政に反映させるため、政策の企画を立案、実施及び評価する際の各過程への市民参加の機会を保障する」という規定は、市民が主役のまちづくりを進めるうえで重要な原則と位置づけています。

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民

市民の権利及び責務

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

2 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。

4 事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

5 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

解説

この条では、まちづくりの主役である市民の権利と責務を規定しました。

まちづくりの基本原則の項目で「情報共有」することにより、市民のまちづくりへの「参加」と市政への「参画」を可能とし、三者の協働でまちづくりを進めることを規定しているため、まず、市民の権利として、市政に関する情報を知る権利と市政に参加する権利を保障し、行政サービスを等しく受ける権利についても併せて規定しました。

一方、市民の責務としては、使用料等行政サービス享受の対価の支払いの義務を規定するとともに、まちづくりの主役として、自治会等地域の活動に積極的に参加し、地域の問題解決を自ら行うべきものとして、市民相互の連携を努力義務としました。

事業者については、市民に含まれますので第3項までの規定が適用されますが、その外に事業者のみが担う責務として、新たに開発を行う際や事業活動を行う際には住環境に配慮する責務を有すること、また、まちづくりへの理解及び協力と、地域社会との調和の責務を規定しました。

第2節 議会

議会の責務

第6条 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。

3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

解説

この条では、議会の責務について規定しました。

議会の機能として、地方自治法第96条に規定されている意思決定機関としての機能を第1項に、法第98条及び法第100条に規定されている市長等への監視機能を第2項に規定しました。

また、第3項では、市民に対する説明責任を果たすため、積極的な情報公開のもとに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うべきことを規定しました。

議員の責務

第7条 議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

解説

この条では、市民から信託を受けた議員は、市民全体の利益を優先して行動し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行すべきことを規定しました。

議会は議員によって構成されているため、第10条に市長の補助機関である職員の責務を置くのと同様に議員個人の責務についても条を設け、規定しました。

第3節 市長等

市長の責務

第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。

4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

解説

この条では、市長の責務について規定しています。

まず、市長は、この条例の目的達成のために、必要な施策を講じるべきこと。北本市の代表者として議員と同様に、公平、公正かつ誠実に業務を執行すること。市民にわかりやすく効率的な組織を構築すること。そして、職員の指揮監督に関する責務を規定しました。

市長の職員の指揮監督に関しては、地方自治法第154条でその責務が規定されていますが、ここでは、市長の職員を適切に指揮監督する責務のほか、職員の能力及び知識の向上を図る責務についても規定しました。

また、地方自治法第158条に内部組織の設置に関する規定があり、その第2項で当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないと規定されていますが、これを補完するものとして、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織を構築する責務についても規定しました。

他の執行機関の責務

第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

解説

この条では、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市長部局以外の執行機関も市長と同様の責務を負うことを規定しました。

「市長を除く執行機関」は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会を指します。

条文中の「他の執行機関」とは、たとえば、教育委員会の立場であれば、教育委員会を除く市長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会を意味します。

職員の責務

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に研鑽^{さん}に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。

3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

解説

この条では、市長の補助機関としての市職員の責務を規定しました。

第1項は、憲法第15条第2項における「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という規定や、地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」すべきことが規定されていることを踏まえ、市職員の基本的な責務を明示したものです。

第2項では、市職員として自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集して、的確な判断を行うとともに、配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという意識を持ち、相互に連携、協力してまちづくりに取り組むべき責務を有することを規定しています。

第3項では、市職員は、自ら積極的に市民と連携して、北本市の市民としてまちづくりに取り組むべきものとしています。

第4章 市政運営

総合計画等

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

解説

地方自治法第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定があります。この地方自治法の規定に基づいて、北本市では北本市総合振興計画を策定していますが、この条では、この条例の第4条で示したまちづくりの基本原則のとおり、総合振興計画をはじめとする各種計画を、「市民参画」、「協働」、「情報公開」のもとに策定すべきことを規定しています。

また、第2項では、それらの計画に基づいて市政運営を行うべきことを市長等の義務として規定しました。

行政評価

第12条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べることができる機会を設けなければならない。

解説

この条は、市長等が行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表するとともに、その評価結果についても市民からの意見を聴取する機会を設け、事業の改善に生かす仕組みを確立するための規定としました。

そのため、第1項では、市長等は行政評価を行い、その結果を次年度の予算等に反映させ、効果的かつ効率的に市政運営を行うべく努めるべきことを規定し、第2項では、市長等は行政評価の結果を市民に分かりやすく公表して、広く市民の意見を聴取する義務を規定しました。

行政手続等

- 第13条** 市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。
- 2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 3 市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

解説

北本市では既に北本市行政手続条例を制定して、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

この条項は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としました。

また、市政運営に関して、市長等が違法性や不当性の事実を確認した際の是正義務も規定しました。

説明責任

- 第14条** 市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

解説

この条では、行政の説明責任の原則を示しました。

第4条のまちづくりの基本原則では、市長等の政策の企画立案、実施及び評価の各課程への市民参画の機会の保障を規定していますが、その市民参画を推進するための前提条件として、情報共有のために、市長等が政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、説明責任を果たすべきことを市長等の責務として規定いたしました。

財政運営及び財産管理

- 第15条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。
- 3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。
- 4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

解説

この条では、行政が限られた財源の中で、多様な行政サービスを提供するために守らなければならない、財政運営と財産管理の基本原則を示しました。

第1項では、市長は、単年度ごとの財政運営だけを考えるのではなく、中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行うべきことを規定しました。

第2項では、地方分権が進む中、自治体経営（経営的行財政運営）の必要性が求められていることから、市長は、地域資源を有効活用して常に自主財源の確保に努め、これを効果的かつ効率的に活用すべきことを規定しました。

第3項では、行政の責務として、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設など、公有財産の適正かつ効率的な管理、運用を規定しました。

この項の主語を「市長等」としたのは、市長部局のみならず、教育委員会も市の保有する財産を管理しているためです。

第4項では、市民と行政とが協働するために必要不可欠なものとして、「財政状況」と「財産の保有状況」の情報を、市民に分かりやすく公表すべきことを市長の義務として規定しました。

第5章 情報共有

情報の公開及び発信

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

解説

この条では、市が市民の請求に基づいて保有している情報を「公開」すべきことと、市民と市が協働してまちづくりを進めるために必要な情報を市が「発信」すべき義務を規定しました。

北本市では、既に北本市情報公開条例を整備し、その下に制度を運用していることから、第1項で、市が市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない義務を規定し、第2項に情報の公開の具体的な運用方法を北本市情報公開条例に委任する規定を設けました。

第3項では、第4条（まちづくりの基本原則）で、まちづくりの三原則のひとつとして「情報共有」を規定していることから、市は「情報共有」のために積極的にまちづくりに関する情報を市民に向けて発信すべきことを規定しました。

個人情報の保護

第17条 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

市は、市民と市との協働のまちづくりを推進するために、情報の発信と適切な情報公開を行う義務を有する反面、市が有する個人に関する情報を保護する義務を有します。

北本市では、北本市個人情報保護条例を設け、個人情報を適切に管理しています。そのため、この条例では、市の個人情報の保護を義務付ける規定だけを設け、その詳細については、北本市個人情報保護条例に委任する形をとりました。

第6章 参画及び協働

参画及び協働の推進

第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

この条は、北本市のまちづくりの三原則のうちの「参加・参画」と「協働」の基本について規定しています。

第1項で、市民の意見を市政に反映させるために、行政は市民が市政に参画する機会の拡充に努め、市政への市民参画を推進しなければならないこと、第2項で、市は、積極的に市民と協働してまちづくりを推進することを規定しました。

また、第3項では、市民参画と協働推進に関する具体的な方法等については、別に条例を設け、その条例で詳しく示すことを規定しました。

附属機関等の委員の選任

第19条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

解説

北本市では、附属機関等の委員の選任について、「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第7条で、「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。」と規定しています。この自治基本条例には、附属機関の委員の公募を、市民参加を進めるための重要な事項として捉え、ここに規定しました。

パブリック・コメント手続

第20条 市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

この条では、市民の市政への意見提出権を確立するために、計画策定や条例の制定など重要な案件については、市民に案を公表し、案に対し市民が意見を提出することができる機会を設けるべきことを行政の義務として規定しました。

北本市では現在、北本市パブリック・コメント手続実施要綱を定め、運用していますが、自治基本条例制定の後には、その内容を整理し、条例として整備することを規定しました。

意見、要望等への対応

第21条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

解説

この条では、市長等の市民からの意見、要望等への対応の原則を示しました。

市長等が市民に対して最低限担保すべきものとして「必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応」すべきことを規定しました。

現在、「市長への手紙」という制度を設け、市政に対する意見を市民から随時受け付けていますが、市民の意見は、市政を運営するための大切な情報として、市民と市とで共有し、大いに活用すべきものと考えています。

コミュニティの活動の支援

第22条 市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

解説

自治会や地域コミュニティ委員会の活動等地域における住民の自治的な活動は、地域の課題解決や市民生活を営む上で欠かせないものです。

そのため、コミュニティの活動の促進のために必要な施策を講じることを市長等の義務として規定しました。

なお、北本市内には、111の自治会と8つの地域コミュニティ委員会が組織されており、それぞれ、北本市自治会連合会、北本市コミュニティ協議会として市域全体をカバーしています。このような住民自治組織が市内全域に組織されている地方公共団体はそう多くはなく、これは、北本市の大きな特徴といえます。

公益的活動の支援

第23条 市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

解説

行政のみならず、多様な主体が公共を担う社会の実現に向け、この条では、NPO活動やボランティア活動等市民が行う公益活動を市長等が積極的に支援すべきことを規定しました。

また、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重する必要があるため、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものではあってはならないという規定を設けました。

市長等が、第22条の地域のコミュニティ活動とこの条のNPO等市民の公益的活動を対の形で支援することにより、市民が主役となって取り組むまちづくり、すなわち住民自治の確立に寄与するものと考えています。

住民投票

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

- (1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
- (2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
- (3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

解説

この条では、市民によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」について、市民が直接判断できる手段として住民投票があることを規定しています。

住民投票については、個別の住民投票条例を制定することにより、実施可能ですが、ここでは、住民投票に関し、まちづくりの主体である市民、議会、市長の三者がそれぞれ持つ権利について整理しました。

第1項第1号は地方自治法第74条第1項の、第1項第2号は同法第112条の規定によるものです。

また、住民投票の結果は、市民、議会、市長の三者がともに尊重すべきことを規定しました。

第7章 他団体との連携及び協力

他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

解説

平成12年の地方分権一括法の施行により、国、県、市町村は対等・協力の関係になったことから、相互に補完しあい、市民に行政サービスを提供していくことが求められています。

そのため、市は、市政運営にあたり、必要に応じて国や他の地方公共団体と連携、協力すべきことを規定しました。

また、この規定の内容の例示としては、広域連合や一部事務組合の設置、公共施設の相互利用等があげられます。

第8章 実効性の確保

北本市自治基本条例審議会

第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

解説

自治基本条例は、制定して終わりではなく、この条例の理念に基づいたまちづくりを進めていくことに条例制定の意義があります。そのため、この条例の理念の下に市政運営がなされているかを審議する附属機関を設置します。

この審議会は地方自治法第138条の4第3項に定められている行政機関の附属機関として設置します。

第2項第1号から第3号までに、この審議会の役割を規定しましたが、審議会が審議する具体的な内容は、自治基本条例制定後に条例に位置づけられている必要な制度等の整備が進められているかどうか等を審議し、社会、経済情勢の変化に対応し、条例の見直しを行うことを位置づけています。

審議会委員の構成等この審議会の組織及び運営に関しては、別に規則を定めて、その中で規定することとします。

この条例の検証及び見直し

第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。

解説

社会、経済情勢の変化等により、条例の見直しが必要になったときのために、「市は必要に応じて、見直しを行う」という規定を設けました。

第26条で定めた北本市自治基本条例審議会は、この条例の検証及び見直しに関し審議する機関となります。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。
別表庁舎建設委員会委員の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会 委員	日額	5,700円	
-----------------	----	--------	--

解説

市民への条例の周知と既存の例規との整合性を図るため、条例施行までの猶予期間を設けました。

また、第26条で市長の附属機関である北本市自治基本条例審議会を設置するため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行いました。